

事務連絡
令和6年7月17日

一般社団法人全国警備業協会 御中

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

令和6年度における熱中症対策について（協力依頼）

平素より熱中症対策の推進につきましては、格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。今般、熱中症対策推進会議関係府省庁の連名により、令和6年度における熱中症対策について別添1の通り事務連絡を策定したところです。

つきましては、貴会におかれましても、会員事業場等に対し、周知を図っていただきますとともに、各事業場において熱中症予防の確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

事務連絡
令和6年7月5日

各関連団体・関連民間事業者 御中

内閣府孤独・孤立対策推進室
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（普及啓発・連携担当）
こども家庭庁成育局安全対策課
消防庁救急企画室
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室
スポーツ庁健康スポーツ課
厚生労働省健康・生活衛生局健康課
厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課
農林水産省農産局農産政策部
技術普及課生産資材対策室
経済産業省大臣官房総務課
危機管理・災害対策室
国土交通省総合政策局環境政策課
観光庁旅行業務適正化指導室
気象庁大気海洋部業務課
環境省大臣官房環境保健部企画課
熱中症対策室
環境省地球環境局総務課
気候変動科学・適応室

令和6年度における熱中症対策について（協力依頼）

平素より、熱中症対策の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。気候変動の影響により、国内の熱中症による死者数は増加傾向が続いている、また、今後、地球温暖化が進行すれば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれ、我が国において熱中症による被害が更に増加するおそれがあります。こうした状況を踏まえて、熱中症対策を一層強化するための気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号。以下「改正気候変動適応法」という。）が令和5年4月に成立し、令和6年4月に全面施行されました【参考1】。

今年の夏は全国的に気温が高いと予想されております。政府としては、改正気候変動適応

法に基づく熱中症警戒情報、熱中症特別警戒情報の着実な運用、指定暑熱避難施設を活用した取組の促進等を図るとともに、「熱中症対策実行計画」(令和5年5月閣議決定)【参考2】に基づき、令和6年度「熱中症予防強化キャンペーン」を通じて、政府一体となった普及啓発を実施しています。

つきましては、各関連団体・各関連民間事業者におかれましては、下記の内容について御理解いただき、熱中症対策の強化に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 热中症警戒情報（热中症警戒アラート）及び热中症特别警戒情報（热中症特别警戒アラート）について

熱中症予防に関する情報発信としては、令和3年度から「熱中症警戒アラート」の全国運用を行ってきました。この度、改正気候変動適応法において、この「熱中症警戒アラート」が「熱中症警戒情報」として法律に位置づけられるとともに(通称:熱中症警戒アラート)、より深刻な健康被害が発生しうる場合に備え、一段上の「熱中症特別警戒情報」が創設されました(通称:熱中症特別警戒アラート)。これらのアラートについては、令和6年度においては、本年4月24日から運用を開始しています【参考3】。

アラートの発表時には、暑さ指数(WBGT)の確認、身近な人の見守り・声かけ、適切なエアコンの使用、こまめな水分・塩分補給などの熱中症予防行動をとることが重要です。また、特に、熱中症による重大な健康被害が生じるおそれがある熱中症特別警戒アラートの発表時には、対象地域の皆様に熱中症予防行動の徹底を呼びかけ、学校や会社、イベント等の管理者には、全ての方が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合には、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更や、リモートワークへの切り替え等の判断をお願いする予定です。各団体、各事業者の皆様におかれでは、その趣旨・目的に御理解いただき、熱中症対策の強化に御協力お願いします。

2. 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）について

気候変動適応法第21条第1項に基づき、市区町村長は、住民等が暑さをしのげる場所として、その市区町村内の施設を指定することができますとされています。この指定を受けた施設を「指定暑熱避難施設」(通称:クーリングシェルター)といいます。

クーリングシェルターについては、民間事業者が所有する施設においても、市区町村長とクーリングシェルターの指定に係る協定を締結することにより、指定を受けていただくことが可能です。

各団体、各事業者それぞれ状況が異なるところですが、地域の実情に照らし、クーリングシェルターの指定に関する市区町村との情報共有や連携等の御検討をお願いいたします。

なお、クーリングシェルターの運営の参考としていただくため、「指定暑熱避難施設の運営に関する事例」【参考4】を取りまとめ、公表しています。御検討の際に御参照ください（※掲載事例は、改正気候変動適応法の施行前のものです。）。

3. 熱中症予防強化キャンペーンについて

熱中症を予防するためには、全ての関係者が熱中症予防行動を理解、実践し、日頃から熱中症に対する備えを万全とすることが重要です。

政府は、熱中症対策実行計画に基づき、「熱中症予防強化キャンペーン」を毎年4月～9月の期間で実施し、時季に応じた適切な熱中症予防行動の呼びかけを行うとともに、狙いを絞った効果的な普及啓発や注意喚起、イベント開催等の広報活動を実施することとしています。令和6年度も、関係府省庁連携の下、効果的な普及啓発を展開することとしています【参考5】。各団体、各事業者におかれましては、行政機関が行う普及啓発等への協力のほか、自らの活動に際して熱中症予防行動の呼びかけ等を実施していただきますようお願いします。その際には、関係府省庁にて作成したリーフレットも御活用ください【参考6】。

【参考 1】改正気候変動適応法の概要

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_ccaa/20230512_000189197.pdf

【参考 2】熱中症対策実行計画(令和5年5月閣議決定)

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/rma_doc/20230530/ap_main.pdf

○熱中症対策実行計画抜粋（事業者関係部分（主要部分に限る。））

第1章 热中症対策に関する施策の基本的方向

3. 関係者の基本的役割

(3) 事業者の基本的役割

事業者は、自らの事業活動を行うに際して、国民や消費者等における熱中症予防につながる活動を行うよう努めるとともに、その事業活動に従事する労働者の熱中症を防止等するため、必要な措置を講じる。また、国及び地方公共団体が実施する熱中症に関する施策に協力し、連携するよう努める。

第2章 热中症対策の具体的な施策

(略)

熱中症対策の推進や強化に当たっては、このような熱中症による救急搬送人員や死亡者の年齢や状況等に関する調査結果、個人の体质や暑熱順化等に応じた暑さへの耐性等を踏まえ、効果的な施策を策定し実施することが重要である。また、今後起こり得る極端な高温に備え、個人や周囲の人々が、暑熱による影響の受けやすさを認識し対策を講じる等、日頃から熱中症に対する備えを進めることが非常に重要である。具体的には、日頃から国、地方公共団体、事業者等の関係者で連携し、熱中症予防行動等に関する効果的な普及啓発や積極的な情報提供を行い、熱中症警戒情報を活用し、「自助」や周囲の人々や地域の関係者等の「共助」により、あらゆる主体が熱中症予防行動をとるように促す。また、高齢者や子ども等の熱中症弱者（以下単に「熱中症弱者」という。）のための対策を進め、学校等の管理者がいる場における対策、地方公共団体や地域における対策を講じるとともに、産業界との連携や調査研究等、基盤の整備を行う。

5. 産業界との連携

熱中症の予防において、エアコンを適切に使用することや水分や塩分を摂取することは非常に重要であり、熱中症予防に役立つ様々な機器や飲料類等が開発されている。国は、産業界と対話を深め連携し、商品開発や普及啓発について協力を求めていく。

【具体的な施策】

- 热中症予防強化キャンペーン等と連携し、業界団体や関係企業等に対し、熱中症予防のための消費者等への普及啓発や、商品開発に対する協力を依頼する。<関係府省庁>
- シーズン前のエアコンの早期点検や試運転の積極的な普及啓発を行うと同時に、業界団体や関係企業にも積極的な広報活動を依頼する。<経済産業省、環境省>
- 職場における適切な熱中症予防行動につながる情報を示す暑さ指数計の利用を促進するため、事業者における認知度向上を図る。<厚生労働省、環境省>

- 民間企業や行政機関が連携し、熱中症予防の声かけの輪を広げるイベント等の取組を推進する。<環境省>

【参考3】環境省報道発表（令和6年4月16日）：「熱中症特別警戒アラート」等の運用を開始します

https://www.env.go.jp/press/press_03083.html

【参考4】指定暑熱避難施設の運営に関する事例（令和6年2月27日環境省大臣官房環境保健部）

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_shsa/20240227_doc02.pdf

【参考5】熱中症予防強化キャンペーン

今夏の熱中症予防強化キャンペーン 令和6年4～9月の実施予定表

- ◆ 热中症対策実行計画に基づき、関係府省庁の連携の下「熱中症予防強化キャンペーン」を4月～9月の期間で実施。
- ◆ 政府一体となった国民への発信強化、産業界との連携、熱中症警戒アラート等を活用した熱中症予防行動の周知浸透を図る。

訴求対象	4月	5月	6月	7月	8月	9月
<p>熱中症予防強化キャンペンポスターの掲載（各府省の庁舎やweb等に）、 予防行動をまとめたリーフレット配布、SNS等から熱中症予防行動を発信、地方公共団体や産業界からも発信 【内閣官房、内閣府、こども家庭庁、消防庁、文部科学省、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、気象庁、環境省】</p>						
<p>熱中症警戒アラート（気象庁との共同発表）・熱中症特別警戒アラートの運用、暑さ指数の情報提供【環境省】</p>						
国民全体	エアコンの早期試運転について業界団体から呼びかけ【事業者等】	熱中症による死傷労働災害件数を公表【厚生労働省】	熱中症による救急搬送人員の公表【消防庁】	“節電にも配慮したエアコンの適切な使用”の普及啓発【経済産業省・環境省】	大型ビジョンによる熱中症警戒アラート・暑さ指数・予防対策の発信【環境省】	新国民運動・官民連携協議会を通じた熱中症予防行動等を展開【環境省】
	熱中症予防の普及啓発・注意喚起について事務連絡【厚生労働省・環境省】	梅雨明け・熱中症注意の普及啓発【関係府省庁】	盛夏・熱中症最大注意の普及啓発【関係府省庁】	各地の気象台が実施する「お天気フェア」での普及啓発【気象庁】	「水の週間」関連行事として打ち水の実施等による普及啓発【国土交通省】	大候等踏まえ適宜実施：“災害時の熱中症対策”【内閣府、消防庁、厚生労働省、環境省】
高齢者等 関係団体	熱中症予防の普及啓発・注意喚起について事務連絡（第1弾）【厚生労働省・環境省】	高齢者福祉等の関係団体への見守り、声かけ依頼【内閣官房、厚生労働省、環境省】	熱中症予防の普及啓発・注意喚起について事務連絡（第2弾）【厚生労働省・環境省】	高齢者向けのコンテンツをSNS等を活用し発信【環境省】		
地方公共 団体等	<p>地域における熱中症対策の先進的な取組事例集等の一層の周知【環境省】</p>					
	地方公共団体や熱中症対策普及団体等を対象とした研修の実施【環境省】	熱中症対策・体制強化の依頼発出【関係府省庁】	都道府県に熱中症予防の普及啓発/注意喚起の事務連絡発出【こども家庭庁・厚生労働省・環境省】	都道府県に熱中症予防の普及啓発/注意喚起の事務連絡発出【こども家庭庁・厚生労働省・環境省】		
学校・ スポーツ の管理者 等	教育委員会等に熱中症事故の防止等について通知【文部科学省】	啓発動画の周知【スポーツ庁】	都道府県・政令指定都市教育委員会学校体育主管課の指導主事（小学校・中学校）連絡協議会において注意喚起【スポーツ庁】	担当者会議における注意喚起、熱中症事故防止に関する研修等の実施要請【文部科学省】	事故発生状況等を踏まえた継続的な情報提供・注意喚起【文部科学省、スポーツ庁】	
	熱中症対策スティッカーの作成・送付【農林水産省】	訪日外国人のための救急車利用ガイド【消防庁】				
労働者 ・農業 從事者	STOP!熱中症 クールワークキャンペーン準備期間【厚生労働省】	STOP!熱中症 クールワークキャンペーン【厚生労働省】	MAFFアプリやSNS等を活用した情報発信【農林水産省】	熱中症対策研修実施強化期間（都道府県、市町村等による熱中症対策研修の実施推進）【農林水産省】	熱中症予防等に関するオンライン研修【農林水産省】	

【参考6】熱中症予防強化キャンペーンにおけるポスター、リーフレット等

○熱中症環境保健マニュアル（環境省 2022年改訂）

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

○ポスター、リーフレット等は以下のサイトから御利用いただけます。

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php#manual

- ・熱中症予防行動／ポスター
- ・熱中症警戒アラート全国運用中／リーフレット
- ・熱中症が増えています／リーフレット
- ・高齢者のための熱中症対策／リーフレット
- ・災害時の熱中症予防／リーフレット

○救急搬送状況、熱中症予防啓発コンテンツ（消防庁）

<https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04>

- ・熱中症予防啓発ポスター
- ・予防啓発ビデオ
- ・熱中症対策リーフレット
- ・訪日外国人のための救急車利用ガイド

○学校教育活動における熱中症事故対策に関する情報（文部科学省）

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html>

○スポーツ活動における熱中症事故の防止チラシ兼ポスター（スポーツ庁）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20240520-spt_kensport01-000036064_03.pdf

○スポーツ団体における熱中症対策取組事例（スポーツ庁）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20240520-spt_kensport01-000036064_04.pdf

○熱中症予防のための情報・資料サイト（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/

○職場における熱中症予防情報（厚生労働省）

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

○農作業時の熱中症対策に関する情報（農林水産省）

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/nechu.html

- ・農作業中の熱中症を予防しましょう!!／チラシ
- ・熱中症対策関係情報集／パンフレット

○熱中症に関連する気象情報（気象庁）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kurashi/netsu.html>

事務連絡
令和6年7月23日

一般社団法人全国警備業協会 御中

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）

平素より厚生労働行政の推進に格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

気温の高い日が続く今夏において、国民一人一人に対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期すことが重要です。

政府では、熱中症対策実行計画が取りまとめられ、効果的な普及啓発の実施として、関係府省庁の連携強化の下「熱中症予防強化キャンペーン」を4月～9月の期間で実施することとしています。

熱中症予防につきまして、別紙のとおり周知しますのでよろしくお取り扱いいただきますようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても、会員事業場等に対し、周知を図っていただきますとともに、各事業場において熱中症予防の確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

事務連絡
令和6年7月17日

各	〔都道府県 市町村 特別区〕	衛生主管部局 御中 民生主管部局 御中
各	都道府県労働局	労働基準部 御中 職業安定部 御中

厚生労働省	健康・生活衛生局	健康課
	医政局	総務課
	医薬局	総務課
	労働基準局	安全衛生部
	職業安定局	労働衛生課
	社会・援護局	高齢者雇用対策課
	社会・援護局	障害保健福祉部企画課
	子ども家庭庁	老健局 総務課
	成育局	総務課
	支援局	総務課

熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（再周知依頼）

日頃より厚生労働行政及び子ども・子育て行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

気温の高い日が続く今夏において、国民一人一人に対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期すことが重要です。

政府では、熱中症対策実行計画が取りまとめられ、効果的な普及啓発の実施として、関係府省庁の連携強化の下「熱中症予防強化キャンペーン」を4月～9月の期間で実施することとしています。

熱中症予防については、「熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）」（令和6年5月29日付け事務連絡。別添参照。）で周知したところですが、今般、改めて周知しますのでよろしくお取り扱いいただきますようお願いします。

厚生労働省では、熱中症予防を広く国民に呼びかけることを目的として、多言語によるリーフレット、障害のある方の熱中症予防のポイントをまとめたリーフレット及び職場における熱中症を予防するためのリーフレットを作成しています。加えて、高齢者のための熱中症対策のリーフレット及び災害時の熱中症予防のリーフレットを厚生労働省のホームページに掲載しています。

近年、台風や地震等の災害が多発していることから、災害時の熱中症予防については、上記のリーフレット等を御活用いただき、防災担当部局とも連携の上、御対応いただきますようお願いします。

なお、リーフレットは以下のURLからダウンロードが可能です。

- 熱中症の予防についてのリーフレット
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html#pamph01
(日本語、英語、中国語（繁体字）、中国語（簡体字）、韓国語、イタリア語、インドネシア語、スペイン語、タイ語、タガログ語、ドイツ語、ネパール語、フランス語、ベトナム語、ポルトガル語)
- 障害のある方へ
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html#pamph02
- 学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>
- 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」について
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>
- みんなで防ごう！熱中症（職場における熱中症予防関係）
https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/01DESIGN_JAPANESE_2.pdf
(日本語)
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/link/>
(英語、インドネシア語、クメール語（カンボジア語）、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、中国語（簡体字）)
- 高齢者のための熱中症対策
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pdf/heatillness_leaflet_senior_2022.pdf
- 災害時の熱中症予防
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pdf/nettyuu_saigaiji.pdf

(担当)

厚生労働省健康・生活衛生局

健康課地域保健室

平戸、林山、清田、佐伯

TEL : 03-5253-1111

(内 : 8938/2391)

e-mail : communityhealth@mhlw.go.jp

事務連絡
令和6年5月29日

各	都道府県 市町村 特別区	衛生主管部局 御中
		民生主管部局 御中
各	都道府県労働局	労働基準部 御中
		職業安定部 御中

厚生労働省	健康・生活衛生局	健康課
医政局	総務課	
医薬局	総務課	
労働基準局安全衛生部労働衛生課		
職業安定局高齢者雇用対策課		
社会・援護局総務課		
社会・援護局障害保健福祉部企画課		
子ども家庭庁	老健局	総務課
	成育局	総務課
	支援局	総務課

熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）

日頃より厚生労働行政及びこども・子育て行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

近年、熱中症による健康被害が数多く報告されており、気温の高い日が続くこれからの時期に備え、国民一人一人に対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期すことが重要です。

厚生労働省では、熱中症予防を広く国民に呼びかけることを目的として、多言語によるリーフレット、障害がある方の熱中症予防のポイントをまとめたリーフレット及び職場における熱中症を予防するためのリーフレットを作成しています。本年度においても、貴自治体及び貴労働局においては、本リーフレットを御活用いただき、こまめな水分の補給、扇風機やエアコンの利用等の熱中症の予防法について、医療機関、薬局、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、社会福祉事業を実施する者、老人クラブ、シルバー人材センター、民生委員、保育所、認定こども園、児童相談所、ボランティア、事業場等を通じ、又は保健所・保健センターにおける健診、健康相談等の機会を利用して、広く呼びかけていただくようお願いします。

特に、熱中症への注意が必要な高齢者、障害児（者）、小児、乳幼児等に対しては、周囲の方々が協力して注意深く見守る等、重点的な呼びかけをお願いします。また、熱中症患者が発生した際には、救急医療機関等で適切に受け入れ、治療がなされるよう、貴管下の医療機関等への注意喚起及び周知徹底方よろしくお願ひします。厚生労働省ホームページに、日本救急医学会作成の「熱中症診療ガイドライン 2015」を掲載していますので、併せて御活用いただくようお願ひします。

上記の趣旨を御理解いただき、熱中症対策への御協力をお願ひします。

➤ 厚生労働省ホームページ 熱中症関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/

「熱中症診療ガイドライン 2015」

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html#pamph05

なお、職場での熱中症予防対策については、令和6年も「STOP！熱中症 クールワーク キャンペーン」を実施しております。

熱中症予防ポータルサイトでは、上記キャンペーンの情報の他、熱中症予防のためのオンライン教育用ツールや「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」を掲載していますので、是非御覧ください。

➤ 職場における熱中症予防ポータルサイト

「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！ 職場における熱中症予防情報」

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

さらに、昨年度に引き続き令和6年4月24日から環境省と気象庁が連携し、「熱中症警戒アラート」が全国で運用開始されました。「熱中症警戒アラート」は、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表されるもので、国民に「気づき」を与え、適切な熱中症予防行動を効果的に促すための情報となっています。

「熱中症警戒アラート」が発表された地域におかれでは、関係各所への速やかな情報展開及び熱中症予防対策の一層の強化等の御協力をお願ひします。

➤ 環境省「熱中症予防情報サイト」

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

(参考) リーフレットは以下の URL からダウンロードが可能です。

- 热中症の症状、予防法、対処法等についてのリーフレット：

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html#pamph01

(日本語、英語、中国語（繁体字）、中国語（簡体字）、韓国語、イタリア語、インドネシア語、スペイン語、タイ語、タガログ語、ドイツ語、ネパール語、フランス語、ベトナム語、ポルトガル語)

- 障害がある方へ…熱中症対策リーフレット：

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html#pamph02

障害がある方、夏場の外出に慣れていない方、介助者や周囲の方、視覚障害がある方、手足・体幹の障害がある方、知的・発達障害がある方

- 「STOP ! 热中症 クールワークキャンペーン」について：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

- みんなで防ごう！热中症：(職場における热中症予防関係)

https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/01DESIGN_JAPANESE_2.pdf

(日本語)

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/link/>

(英語、インドネシア語、クメール語（カンボジア語）、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、中国語（簡体字）)

(担当者)

厚生労働省

健康・生活衛生局健康課地域保健室

平戸、林山、清田、佐伯

TEL : 03-5253-1111 (内 : 8938、2391)

e-mail : communityhealth@mhlw.go.jp